

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本的事項

1 計画策定の背景

「第二次塩尻市環境基本計画」は、2014年度に策定され、その目標年度はその9年後にあたる2023年度としていました。この期間に、環境に関わる様々な状況が変化したため、塩尻市（以下、「本市」とします。）ではこれらの状況の変化を踏まえつつ、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組を推進していくために、計画の見直しを図りました。

見直しの過程で、市民の意見やニーズを正確に把握するため、市民アンケートと意向調査を実施しました。これにより、市民の環境に対する意識や期待、要望が明らかになり、それを基にした具体的な行動計画を策定しました。

市民、事業者、行政が協働することで、環境保全活動がより効果的に展開され、持続可能な社会の実現に寄与します。事業者の環境配慮型の経営や、市民の環境に優しい生活様式の採用、そして行政の適切な政策と支援が、環境と人々の共生を可能にします。

第三次塩尻市環境基本計画（以下、「本計画」とします。）の策定は、これら三者が協力し合い、持続可能で、生態系を守りながら発展していくための重要なステップです。市民一人一人の意識改革と行動、事業者の社会的責任の実践、そして行政のリーダーシップが、本市の未来を切り開く鍵となります。

2 計画策定の目的

塩尻市は、1998年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力のもと、自然と人々が共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。本計画は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されたもので、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

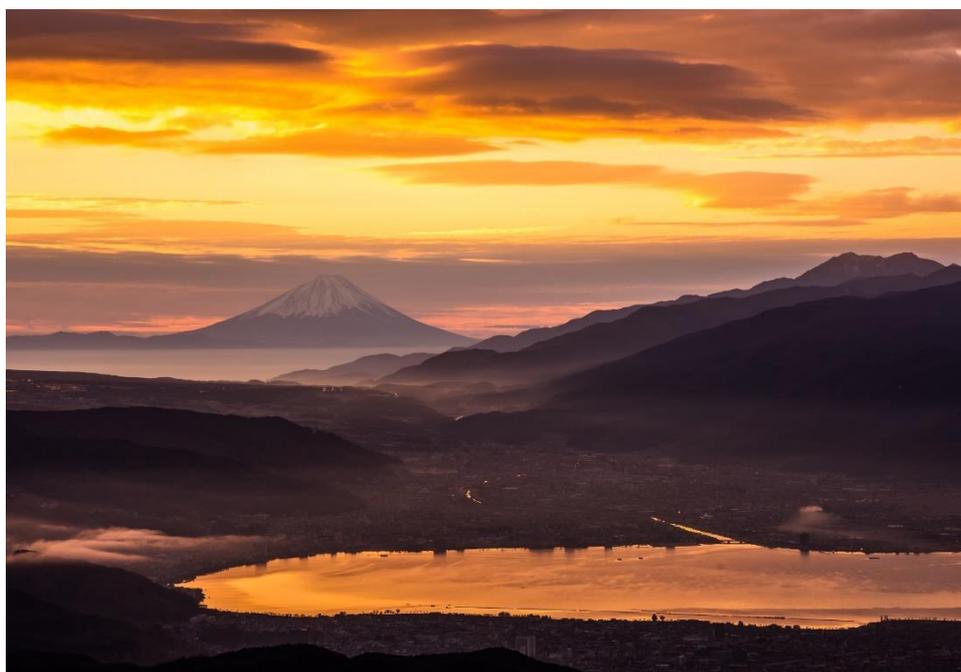
塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人々が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

3 環境基本計画とは

近年、私たちの周りでは、地球温暖化の影響に伴う気候変動によると考えられる災害が多発し、開発や乱獲・外来生物の侵入などによる生態系への影響、マイクロプラスチック¹による海洋汚染など、さらなる環境問題が発生し、その深刻さは増しています。

環境基本計画とは、環境分野における基本となる計画です。環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。また、市の将来像を示したり、環境に関する具体的な方向性を定めたり、それを達成するための具体的な対策を示すものです。



出典：塩尻市観光協会ホームページ

高ボッチ高原

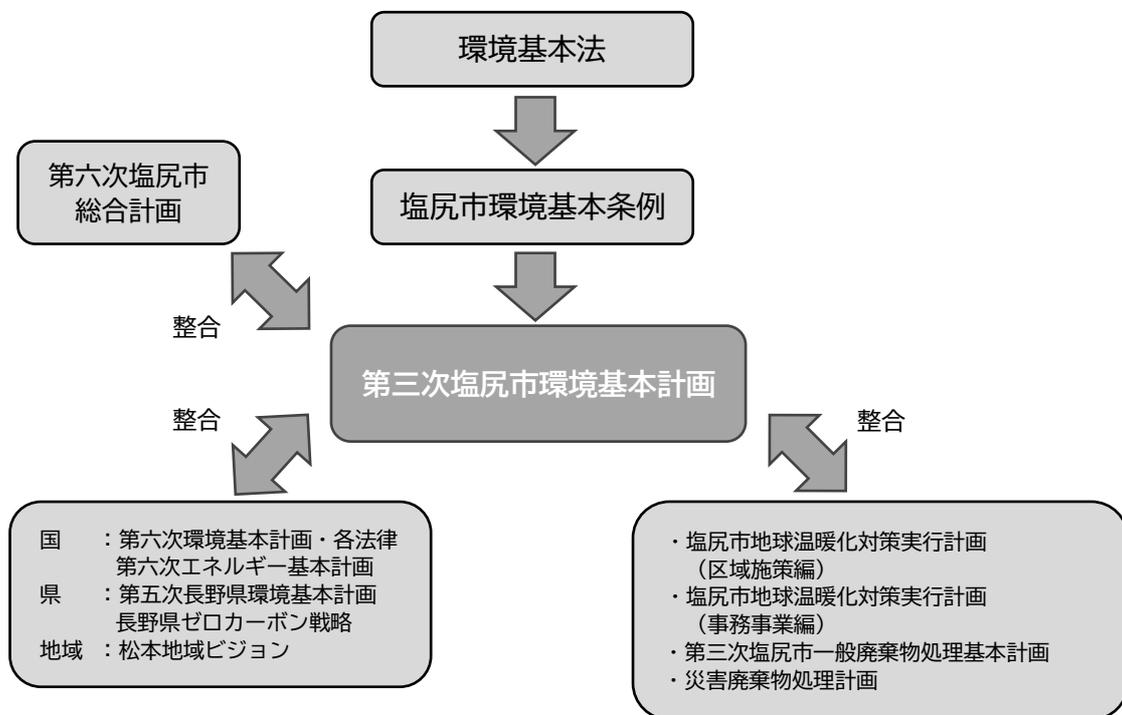
4 計画の役割と位置づけ

「第三次塩尻市環境基本計画」は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、市の上位計画である「第六次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。本計画には、地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）や、個別計画である「塩尻市一般廃棄物処理基本計画」等、関連する計画との整合・連携を図りました。

¹ マイクロプラスチックとは、5mm未満の微細なプラスチックのことで、海洋や湖沼などの水域に放出され、海洋生物などに摂取される可能性があります。

塩尻市環境基本計画の役割

- 「第六次塩尻市総合計画」を環境面から支える。
- 環境施策の基本的な考え方を示し、総合的かつ計画的な施策の展開を図る。
- 目標を設定し、達成状況の把握及び点検を行う。
- 環境保全のために市民・事業者・市が果たすべき役割を明らかにする。



上記のほかに、第三次環境基本計画に関連のある市の計画

- 塩尻市都市計画マスタープラン
- 塩尻市森林整備計画 など

5 計画の期間

本計画の期間は、「第六次塩尻市総合計画」の期間と整合させ、2024年度を初年度とし、2032年度を最終年度とした9年間としました。また、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、3年ごとに施策や目標値の見直しを検討します。

	2024年度～	2032年度	
第三次塩尻市環境基本計画 第六次総合計画長期戦略	9年		
	2024年度～	2027年度～	2030年度～
第六次総合計画 中期戦略	3年	3年	3年

6 計画の範囲

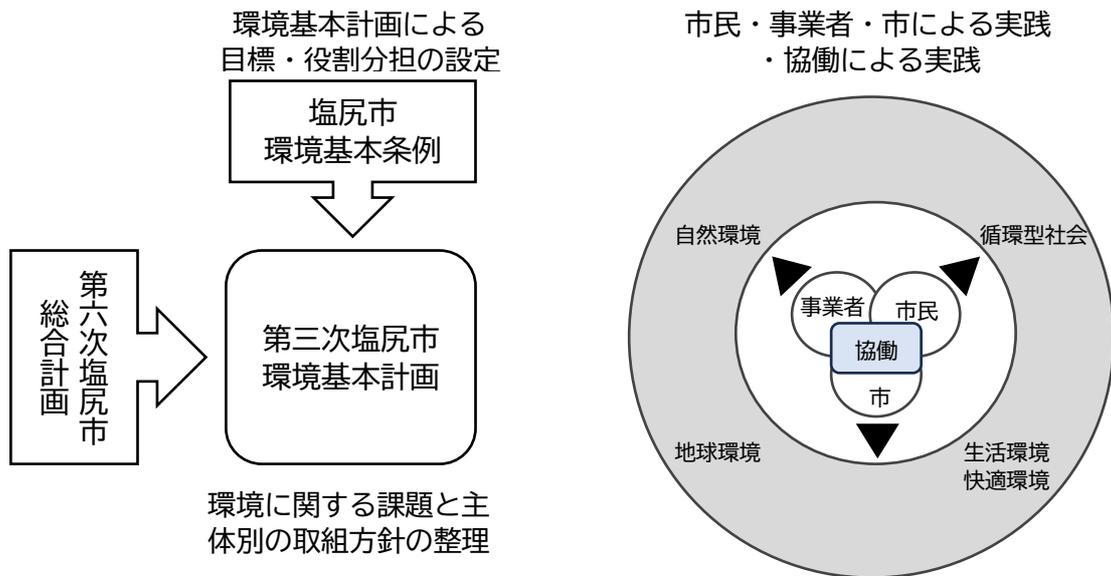
本計画が対象とする地域は、本市全域とします。

私たちを取り巻く環境は、大気質や水質、騒音、悪臭等公害問題、自然環境の保全、廃棄物問題、景観の保全等から地球環境問題まで幅広く、それぞれが関連しています。計画推進のために共通する取り組みを「環境教育・学習及び協働」とし、対象とする環境の範囲を、「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」とします。

環境教育・学習及び協働	次の各環境等に対する、市民・事業者・市の意識啓発や学習活動、市民・事業者・市の協働による環境保全
地球環境	地球温暖化等、地球規模の環境や省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進
循環型社会	ごみの発生を抑制し、資源循環することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する社会
生活環境	大気、水、土壌、騒音等生活するうえで関わる環境
快適環境	緑に親しめる生活空間、歴史的町並み等快適性に関わる環境、良好な景観
自然環境	野生生物の生息環境や森林、水辺等の生態系を含めた環境

7 推進主体

塩尻市環境基本条例では、環境を保全していくための市民・事業者・市の責務を定めています。本計画では、市民・事業者・市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働により環境保全への取り組みを実践していくことを目指します。



塩尻市環境基本条例（抄）

<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、環境の保全に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、地域における環境の保全に関する取組を推進し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。</p>
--

第2節 計画策定の方針等

1 策定の方針

第三次塩尻市環境基本計画の策定は、「第六次塩尻市総合計画」の策定に合わせて実施し、これまで実施してきた計画の良い点は継承しつつ、さらに取り組みを進めるべき点は新たに目標を定め、以下の項目に着目し、施策や指標の目標値の設定を行いました。

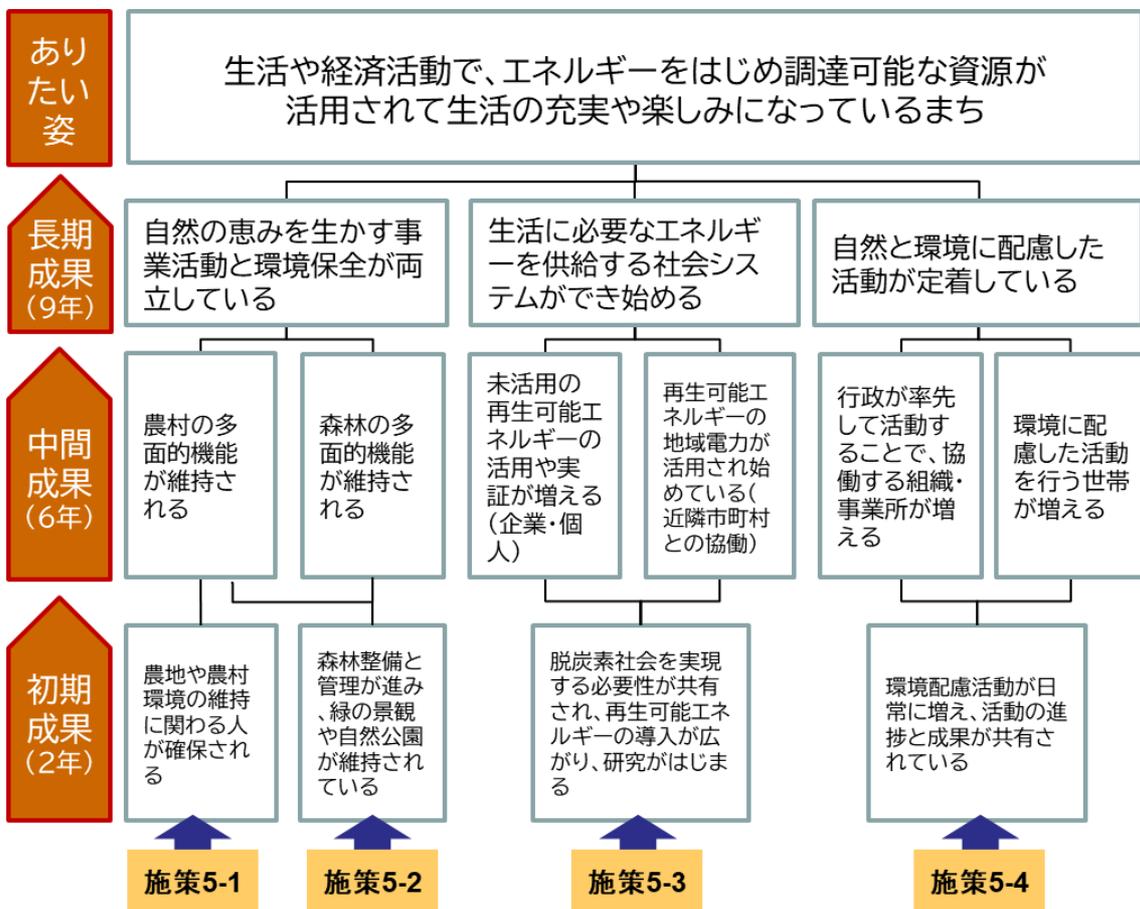
(1) 第六次塩尻市総合計画との整合

「第三次塩尻市環境基本計画」は、「第六次塩尻市総合計画」が目指す都市像の実現に向け、環境面の施策を推進する役割を担っています。このため、「第六次塩尻市総合計画」と施策の整合を図りました。

◆第六次塩尻市総合計画の目指す都市像

多彩な暮らし、叶えるまち。—田園都市しおじりー

◆第六次塩尻市総合計画における「環境・気候」分野におけるありたい姿を実現するためのステップ



(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の取り扱い

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、2023年7月に改定した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」との整合性を図りました。

(3) 施策の内容及び指標の目標値の検討

各目標の達成状況を踏まえ、施策の主な取り組みを見直しました。

(4) 進捗状況の把握及び定期見直しへの反映

塩尻市役所環境マネジメントシステムに示されたPDCAサイクルを用いて進捗管理を行い、取り組み状況や課題を「塩尻市環境白書」として毎年公表しました。

第三次塩尻市環境基本計画の策定にあたっては、関係各課にヒアリングを行い、今までの取り組み状況、目標の達成状況、課題の解決状況を総括して本計画に反映しました。

(5) 環境に関する社会情勢の変化

2015年度に第二次環境基本計画を策定してから9年が経過し、地球温暖化による気候変動や、生物多様性のさらなる重要性の認識など、環境を取り巻く様々な情勢が変化しました。本市では、これらの状況の変化を踏まえつつ、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組を推進していくために、計画の見直しを図りました。

また、国では、2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。これに伴い、自治体においてもSDGs達成に向けて促進が求められています。

3 SDGsやパリ協定との関係

近年、環境に関して最も大きな動きがあったのは、平成27（2015）年であると考えられます。地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年でした。パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG投資²などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換していく時に来ていると考えられます。

本計画はSDGsやパリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画となることを認識し、国際・国内情勢への的確に対応した計画とします。また、一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在します。そのような「気づき」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、本計画の果たすべき役割の1つです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



< 17の目標（ゴール） >

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 2. 飢餓をゼロに 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 4. すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 5. ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る 6. すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 7. 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する 8. すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する | <ol style="list-style-type: none"> 9. レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る 10. 国内および国家間の不平等を是正する 11. 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 13. 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 14. 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 15. 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る 16. 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する 17. 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化 |
|--|--|

出典：国際連合広報センターホームページ

図1.1 持続可能な開発目標（SDGs）における17のゴール

² ESG投資とは、環境（Environment）、社会（Social）、企業ガバナンス（Governance）の基準を考慮した投資のことです。ESG投資では、投資家が投資先の企業がESGの基準を満たしているかを確認し、その企業を投資するかどうかを決定します。

4 環境保全に関する事項

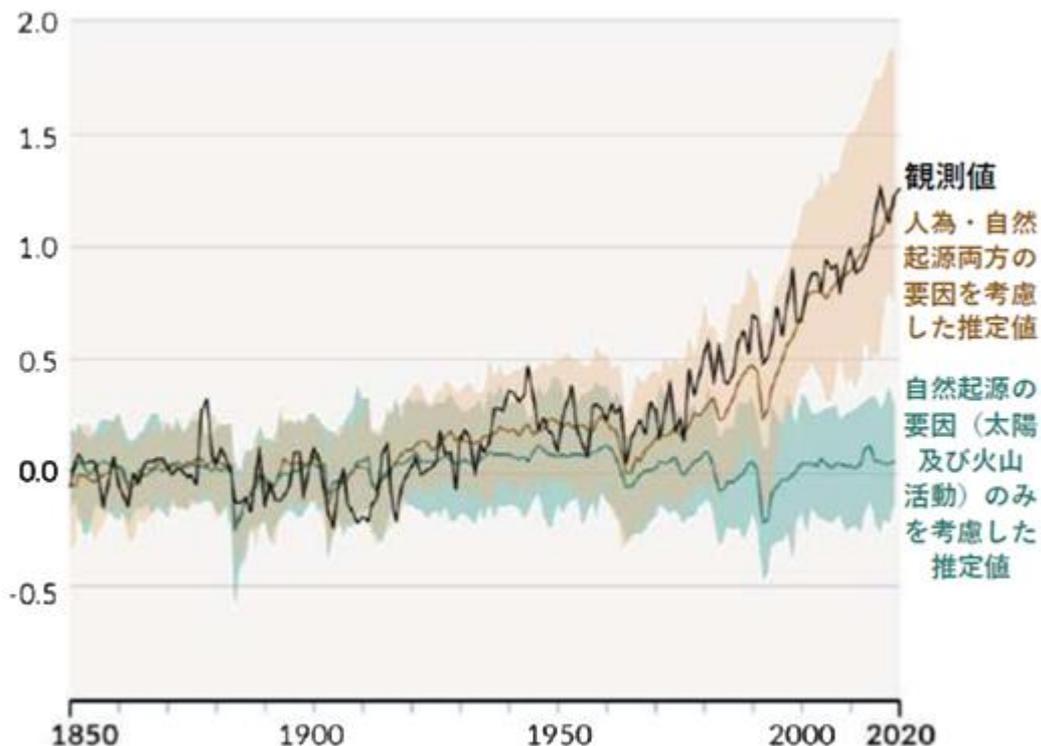
環境の保全は、全ての人々や事業者が互いの人権を尊重し、自発的に取り組む必要があります。これは、緑豊かで安らぎのある環境を次の世代に良好な状態で継承するため、また地域の生態系の健全性を維持し、自然と人の共生を確保するためです。環境保全の取り組みは、未然に環境の支障を防ぎ、環境に優しい循環型社会の構築を目指すべきです。これらの取り組みは、全ての事業活動や日常生活において着実に推進され、自然と人との豊かな触れ合いを保ちながら、地球環境の保全を実現するものでなければなりません。

5 地球温暖化対策に関する事項

以下の図に示すように、石油等の化石燃料の大量消費は、温室効果ガスである二酸化炭素の暴発的な排出を招いており、その結果、地球規模での気候変動を加速させています。

集中豪雨や干ばつなどの異常気象が頻発・激甚化する等、地球温暖化に伴う環境破壊が深刻な影響を及ぼしています。また、人類共通の生存基盤である地球環境は急激に崩壊しつつあり、私たちの生活に直撃する危機的状況が迫っています。

地球温暖化を防止し持続可能な社会を実現するためには、温室効果ガスの大幅削減が喫緊の課題です。再生可能エネルギー技術の育成や省エネ行動の徹底など、官民挙げての緊急対策が求められています。一人ひとりが自覚を持って行動変容を図るとともに、産業構造の転換を強力に推し進める必要があります。

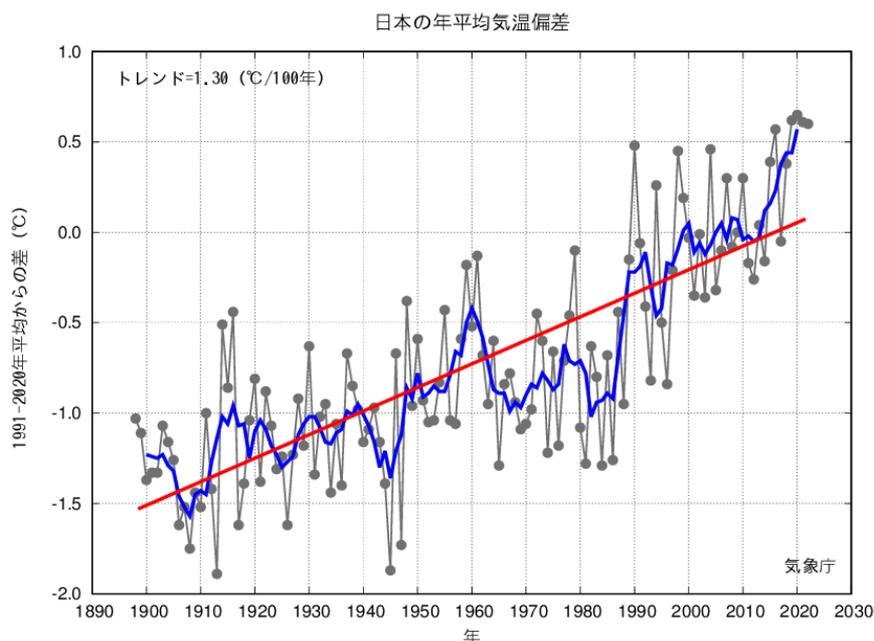


出典：IPCC第6次評価報告書

図 1-2 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化 (1885年～2020年)

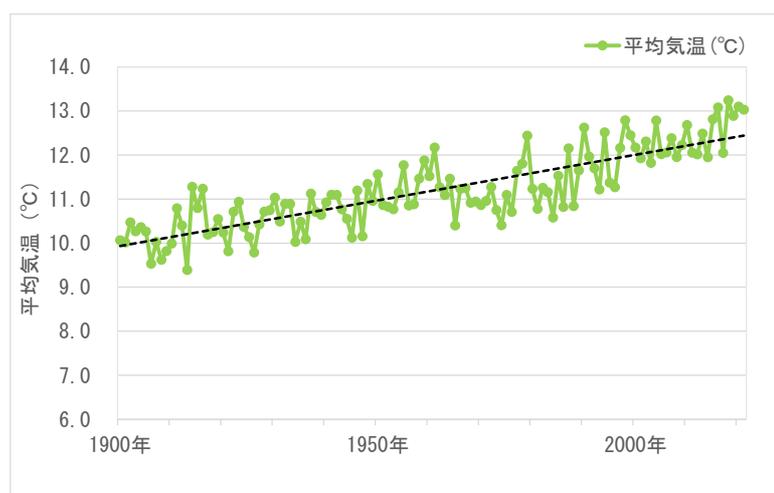
また、2022年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.60℃で、1898年の統計開始以降、4番目に高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.30℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

日本全体と同様に、本市の年平均気温も上昇傾向となっています（気象庁の観測データによる）。過去10カ年（2012～2021年）の平均気温は12.7℃でした。平均的にみても観測開始時よりも2.0℃以上、上昇しています。更に近年は日最高気温が30℃以上と観測された日数が増加する傾向にあります。



資料：気象庁

図 1-3 日本の年平均気温の年平均差の経年変化

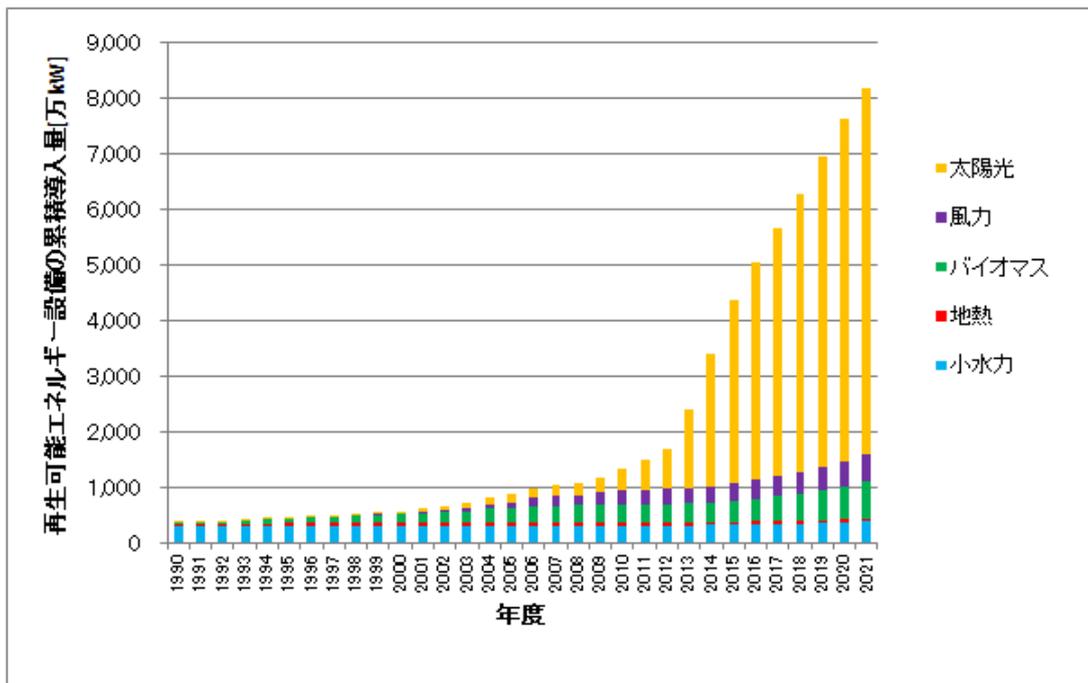


注：松本特別地域気象観測所のデータを基に作成。

図 1-4 1900年から2021年までの塩尻市近郊の年平均気温

6 再生可能エネルギーに関する事項

1990年代は、国内の自然エネルギーは大規模水力発電が主力でそれ以外の導入量はとても小さいものでした(500万kW程度)。2000年代に入り、2003年からRPS制度により一部の「新エネルギー」の導入が進み、2009年からは太陽光の余剰電力に対するFIT制度がスタートして、2011年度までには大規模水力発電以外の自然エネルギー発電設備も3倍程度になりました(1500万kW程度)。全量全種を対象としたFIT制度により、太陽光発電は2011年度から2021年度の10年間で設備容量は約12倍の6600万kWとなり、自然エネルギー発電設備(大規模水力を除く)は約8200万kWに達しました。その中で、風力発電の累積導入量は480万kW(ほとんど陸上風力)で、10年間で約1.9倍となりましたが、太陽光発電の設備容量の14分の1に留まっています。バイオマス発電の累積導入量は約660万kWで、10年間で木質バイオマスを燃料とする設備が増加して約2倍となっています。地熱発電および小水力発電については、小規模な設備の新規導入が進みましたが、リプレースも多く、地熱発電は約55万kW、小水力発電は約400万kWと累積導入量はほとんど増加していません。



資料：ISEP(環境エネルギー政策研究所)

図 1-5 日本国内の自然エネルギー発電設備(大規模水力を除く)の累積導入量の推移

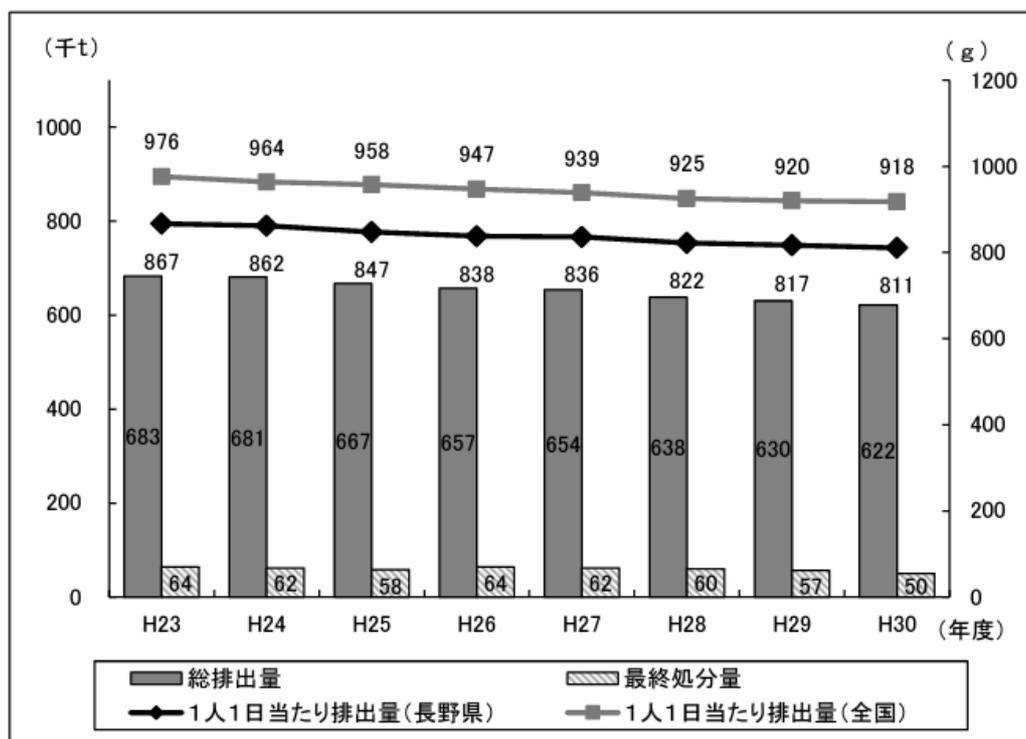
2009年に500kW未満の太陽光を対象に余剰電力買取制度が開始されて以降、大規模水力を除く再生可能エネルギー等による設備容量の年平均伸び率は5%から9%に上昇しています。

2012年7月に固定価格買取制度が開始されて以降は、設備容量は年平均29%上昇しています。

7 ごみの削減・リサイクルに関する事項

我が国においては、大量生産・大量消費・大量破棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、ごみの発生抑制や3R（リデュース・リユース・リサイクル）については、更に取り組みを進めていく必要があります。

本市のごみの総排出量は、2005年10月の一般家庭のごみ処理有料化以降減少し、近年も減少傾向で推移しています。ごみと資源を分別し、資源の再使用を一層進めること等により、家庭ごみ排出量を更に減少させていくことや、事業系ごみの排出量を減少させていくことが求められています。



資料：長野県

図 1-6 ごみ排出量の推移（全国・長野県）



図 1-7 ごみ排出量の推移（塩尻市）

8 自然環境に関する事項

将来にわたり自然の恵みを享受していくためには、生物の多様性を維持し、豊かな自然環境を守っていくことが重要です。我が国では、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、地球規模でも生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指し、取り組みが進められています。

本市は市街地周辺に里地里山環境が多く残されています。この環境は、人が農林水産業に携わりながら維持、管理することで保ってきた日本特有の自然環境で、多くの生物が生息し、生物多様性の確保という観点からその保全が重要視されています。

しかし、今日では人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い生活との関わりが薄れ、またこれまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。

また、これまでに塩尻市レッドデータブックの策定（2006年）や自然調査を行ってきました。

さらに、高ボッチ高原においては、外来生物を駆除し、貴重な動植物の保護や自然環境の保全活動を行っておりますが、美しい景観と眺望により、近年、市外から訪れる人も増加し、車等に付着して新たな外来生物が持ち込まれたり、ごみのポイ捨てなどが問題となっています。